

教育改革と行・財政改革とが同時進行するとき — 危機突破のパターン —

森 祐二

広島大学平和科学研究センター

Patterns of Simultaneous Reforms in Education
and in Administration—Public Finance:
Crisis Management in Modern Japan

Yuji MORI

Institute for Peace Science, Hiroshima University

1. はじめに

(1) 危機は、見方をかえれば、発展の契機であるが、その処理を誤れば破滅への途に通じるのはわれわれの歴史がこの1世紀たどった途であった。社会と国家のさまざまなレベルで、さまざまな強度で発生する危機は、おそらく、突如として一挙に出現するものではないであろう。

ここに考察しようとするのは、危機対策の個別処理では対処できなくなった政府が総力あげて“国策”樹立にむかった時期の政治主体の性格のいくつかについての歴史である。ここでは、1935年、岡田内閣の下に設置された内閣審議会と内閣調査局設置に至る経緯を中心にみることにしたい。短命に終った内閣審議会とは異なって、内閣調査局は、1937年、企画庁から企画院へと統合・発展していく、もっぱら戦時機関となったものであるが、調査局の時期はそれとはいさか性格を異にしているように見える。その経過は危機を処理できないままに戦時機関へと変貌して行ったということであろうか。“危機突破…”と題したのはそのゆえである。

(2) 総力戦態勢準備

第1次大戦は、軍部特に陸軍に総力戦の何たるかを教えた。それは巨大な消耗戦に耐えうるような社会の生産力を保持するだけでなく、苛酷な戦争を戦い抜く国民の精神的統一が不可欠であった。

膨張政策が“国是”であってみれば、いつの日か戦わなければならない総力戦に対して備えるところがなければならない。第1次大戦の教訓はこのことであった。ところが、政治家も社会一般の風潮もその自覚に欠けているようにみえた。軍部が政治に乗り出し、主導権をにぎろうとした理由のひとつがここにあった。総力戦を戦うことのできる生産力を保持するためには社会が近代化されなければ実現にさまざまなひずみが生ずるだけではなく、生産力の強化も十分には出来なかつたはずなのに、総体としての産業政策、殊に、社会の近代化に応ずる農業政策がとられることはなかった。実際には、1918年4月17日公布の軍需工業動員法、同年6月1日内閣総理大臣の管理の下に設置された軍需局、1920年5月15日設置された、内閣統計局と軍需局を統合した国勢院（1922年廃止）、1926年4月21日、内閣に設置された国家総動員機関設置準備会、1927年5月27日、内閣総理大臣の

管理の下に設置された資源局、同年11月10日策定をみた作戦資材整備永年計画策定要綱、同年12月27日の同業務規定、等々の一連の動向は、ただひたすらに戦争に向っての態勢作りであって、総力戦に耐えうる社会と産業基盤の準備とはとうてい考えられないような計画であった。それゆえに、1931年9月18日に勃発した謀略事件“満州事変”的必然性をもうかがわせる。それはまた、他方では軍部も支配層もそれほどまでにさし迫った状況にこの国と社会がおかれていたと判断していたということでもあろうか。

一方、総力戦に備えての国民的統一を強固にするための方策はどうであったか。第1次大戦がわが国社会の近代化を大きく進めたのに伴って民主主義、自由主義、さらには社会主義、共産主義などの思想が輸入され社会に根をおろすことになる。さまざまな思想文化が存在するところに近代化された社会の特徴のひとつがあるにもかかわらず、わが国支配層の目ざしたところはそれとは全く反対のことであった。天皇を中心とし頂点とすることによって国民の思想的統一をはかるうとし、それにそぐわない傾向に対しては仮借なきまでの弾圧を加えるに至った歴史は近代化社会には稀な異常なことであった。

総力戦を戦おうとすにためにも、日本社会はより近代化しなければならなかつた。社会が近代化すればそこにはさまざまな思想文化がなければならないにもかかわらず、天皇絶対の下に統一しようとしたところに解くことのできない矛盾、混乱が生じた。支配層のとった解決法は“思想取締”であった。このことははねかえってわが国社会の近代化の大きな阻害要素となった。それはひいては総力戦態勢を脆弱なものとした。謀略的戦争から全面戦争へと泥沼化した日本の戦争の歴史にはこうした背景と、そうした途をとらざるをえないと判断させた政治的、社会的原因があったのではないか？

以上のことは、それ自身解明しなければならない問題であり、課題であるが、ここでは、近代化の要求と国民思想統一の要求とがひとつの極点に達した時期の“総合国策”的こころみをふりかえることにする。

2. 思想対策協議会¹⁾の設置

思想対策協議委員設置の閣議決定がなされたのは1933（昭和8）年4月11日で

あった。第64回帝国議会における衆議院決議「思想対策ニ関スル件」²⁾（同年3月24日）、および、貴族院決議「時局ニ関スル決議案」³⁾（同年3月24日）をうけて設置されたものとされる。⁴⁾

(1) 第64回帝国議会における建議、決議

衆議院決議「政府ハ速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルヘシ」は、その理由書において、「近時我カ国民ノ一部ニ矯激ナル思想ヲ抱懷シテ民心ヲ惑乱シ或ハ之ヲ実現セムトスル者頻々トシテ輩出ス」るので今にして根本的な方策を講じなければわが国の前途は憂うべきものとなる。「政府ハ速ニ中正堅実ナル思想対策ヲ樹立シテ根本的ニ之ヲ芟除シ以テ民心ノ帰嚮を明ニシテ其ノ安定ヲ図ルヘシ」というのであった。

政民両党の合同提出になるこの決議案の説明に立った山本悌二郎は、「此時ニ於キマシテハ、単ニ思想ハ思想ヲ以テ征服スルト云フノミヲ以テハ、吾々ハ之ヲ満足スルコトガ出来ナイ」といいつつ、同時に「民衆ノ生活不安ヲ除去スル」ために「経済政策」、「社会政策」を「普及徹底」しなければならないとする。そして次には「思想運動の取締」（付点は引用者、以下同じ）を「一面ニハ國法ノ權威ヲ示スト同時ニ、他面ニハ徹底的ニ危險運動、危險分子、是ガ彈圧芟除」するために強化しなければならないという。さらに、本問題の最も重要にして根本的対策は「國民教育ノ革新」であることをのべる。

質疑に立った国民同盟の鈴木正吾は、「今日右翼ノ暴力行為ガ現レ」たのは「政党ガ利権獲得株式会社ニナッタ為」であるとし、「之ヲ矯正スル途」としては「國民同盟ガ掲揚シテ居リマス、即チ建国ノ精神ノ拡充シ、國際正義ヲ再建シ、大イニ国威ヲ發揚」しなければならないという。そして、会期末に提出されたことに対して「一種ノ壳名案デアル、御土産案デアル」とまでいう。

その前日、衆議院において「政府ハ時代ノ進運ニ鑒ミ速ニ教育ノ制度及内容ノ革新ヲ断行スヘシ」とする建議案を政民両党共同して提出した。⁵⁾趣旨弁明に立った安藤正純は、「第一教育ノ実際化」を「改革ノ指導精神」とすべしとし、それは「教育ノ実生活化」であり、「断乎トシテ國家現実ノ要求ニ適合スル、教育ノ実際化ヲ提唱」する。「第二ハ大衆教育ノ確立」であるとし、「今ヤ大衆ノ理解ガ國策ノ実現トナリ、國力ノ充実トナル次第」であるから「國民ノ大多数ガ教育上

ノ利益」をえられるようにしなければならないとする。「第三ハ教育ノ社会政策的施設」であり奨学金支給制度の確立、労働者教育の確立を提唱する。第四には「精神教育ノ徹底」である。「総テノ教育ノ基礎ニ、精神教育ヲ徹底セシメテ教育ノ実際化ヲ図リ、又一元的ノモノ」として「国民生活ノ指導原理ヲ確立シ、國家ノ理想ヲ基調トシタル人格陶冶ニ重点ヲ置イテ、学校ノ教授内容ヲ充実」せよとする。第五は「教育事項ノ法律化」である。「教育系統ノ改正、修業年限短縮」、「官公両学ノ差別主義ノ撤廃」、「学校卒業ニ伴フ特權ノ打破」、「教育費ノ低減」などを十数件の法律事項に加えて立法化せよと提唱する。

一方、貴族院においては、3月24日、「貴族院ハ政府ガ外ハ満州国ニ対スル既定ノ方針ヲ貫徹スルト共ニ新ナル國際情勢ニ適用スル政策ヲ樹立シ以テ東洋ノ平和ヲ確保スルニ遺算ナキコトヲ期シ、内ハ庶政ヲ釐革統制シ財政の鞏固ヲ図リ以テ國運ノ伸張ニ資シ、文教ヲ昌ニシテ國民精神ノ作興ニ努ムルハ邦家ノ急務ナリト認ム」という「時局ニ関スル決議」をなした。

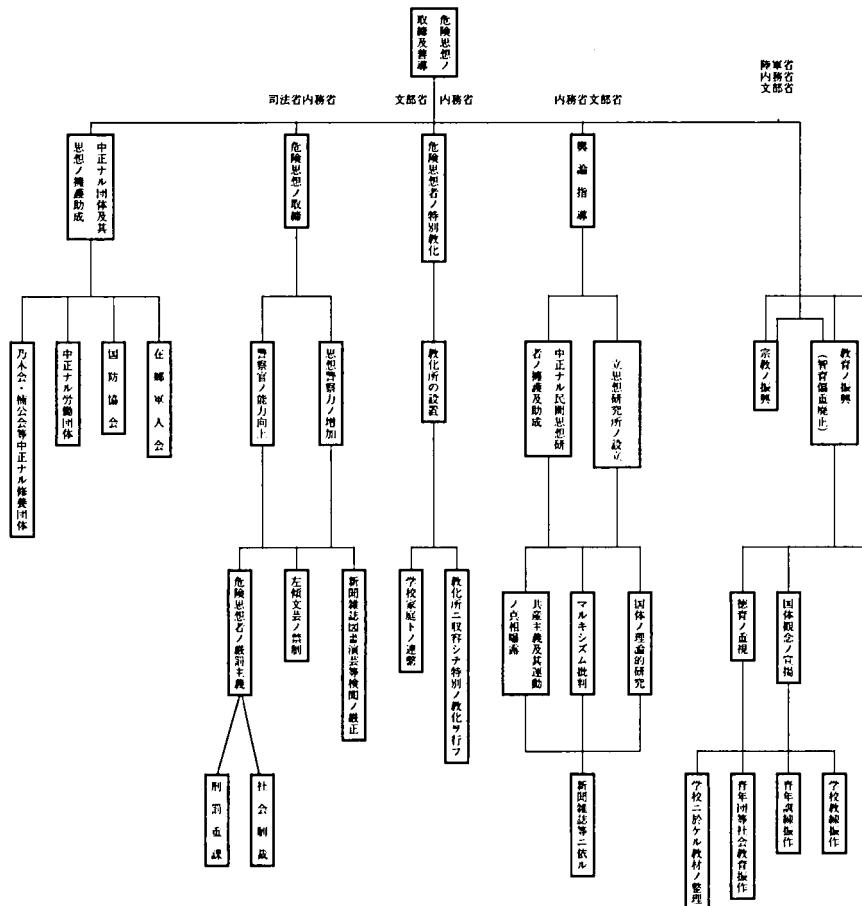
(2) 思想対策協議委員

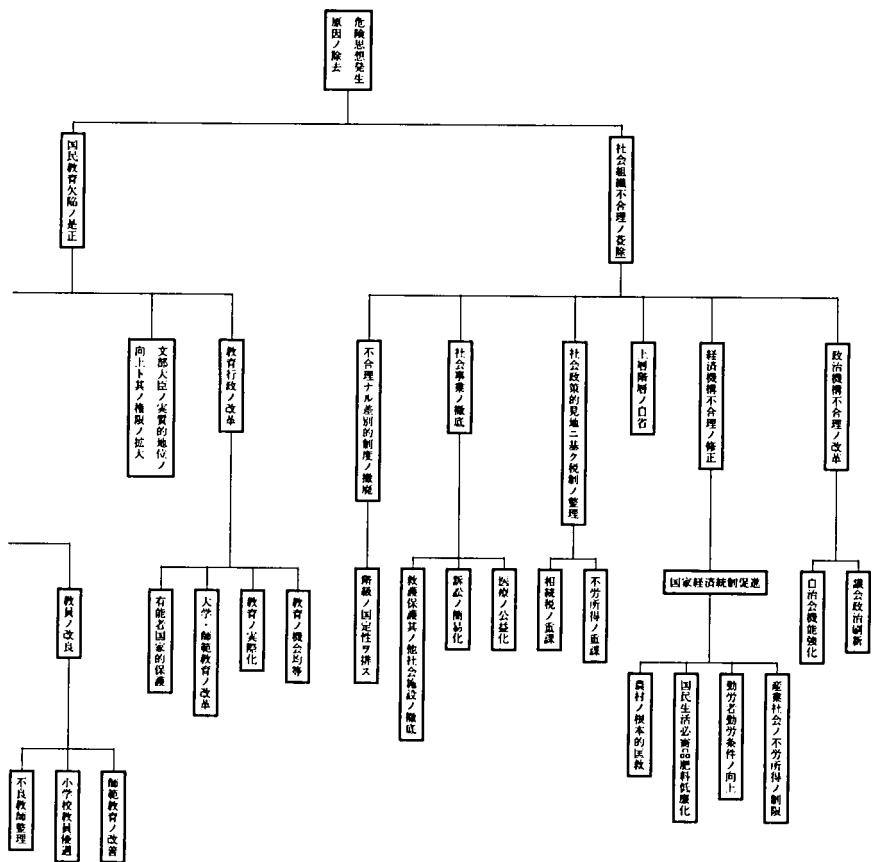
以上をうけて、4月11日、「内閣ニ思想対策協議委員設置」の閣議決定をみた。同委員は「内閣總理大臣ノ監督ノ下ニ」に設置され「関係各庁ノ連絡協調ヲ図リ必要ナル事項ヲ調査審議スル」こととなった。委員は、内閣書記官長、法制局長官;内務、陸軍、海軍、司法、文部各省次官;関係各庁勅任官とされ、委員の事務を補助するため関係各庁高等官の中から内閣の任命または依嘱による幹事を置いていた。

「思想対策協議委員要覧 会議日誌一覧」⁶⁾によると、委員会は1933年4月15日の第1回から同年9月28日まで21回開催された。また、幹事会は、4月21日から12月21日まで23回をかぞえる。

第1回委員会において堀切内閣書記官長は、思想対策は「根本策ト応急策、防止策ト鎮圧策」とに分けられるが抽象的理論に流れることなく「極力根本策ノ実現ヲ期シツツ併セテ応急策ノ完備ヲ欲スルモノ」であるとし、各省は独自の立場にとらわれることなく、連絡協調を十分に行って本協議委員に協議されたいと指示した。

関係各省から提出された対策試案は次のようなものであった:内務省警保局案





「思想対策案」、陸軍省案「危険思想対策案」、文部省案「思想問題ニ関スル対策案」、通信省案「印刷物ノ通信取締ニ関スル対策案」。⁷⁾これらの案の中で「思想対策」を最も包括的に取扱っているのは陸軍省案、次いで内務省警保局案である。図に陸軍省案を示すが、そこにみるように陸軍は社会、政治の改革から教育改革、宗教問題に至るまで、国民生活全般にわたる諸問題を指導し支配する自覚と企図をもっていたとみるべきである。官僚制の下にあっては、他のいかなる省庁であれ、たとえば、政治機構不合理の改革（図の右端の欄）などということは言い出しえないものであろう。

以上の各省提出の案を幹事会において整理して「思想対策案（項目）（昭和8年5月23日）」⁸⁾を作製した：

第1 社会改善方策

1. 政治、行政

(1)議会制度刷新／(2)政界ノ净化／(3)行政機関ノ刷新／(4)官紀ノ振肅／(5)自治機能ノ強化

2. 経済、財政

(1)経済機構不合理ノ修正／(2)土地制度ノ改革／(3)国家経済ノ統制促進／(4)税制ノ改革 徵税実務ノ改善

3. 教育、宗教

(1)教育ノ機会均等／(2)教育ノ実際化／(3)大学教育ノ改革／(4)師範教育ノ改善／(5)視学制度ノ改善／(6)教員ノ改良／(7)德育ノ重視／(8)社会教育ノ振興／(9)有能者国家的保護／(10)宗教ノ振興

4. 社会

(1)失業防止及救済／(2)疾病ノ予防及救護／(3)其他防貧救貧施設ノ拡充／(4)労働政策ノ促進（労使対立尖鋭化ノ緩和）／(5)人口問題対策ノ確立

第2 思想善導方策

1. 国家の指導原理ノ確立

(1)国民精神文化研究所の拡充／(2)国民精神科学研究者ノ擁護助成

2. 国民精神ノ作興

3. 不穏思想ノ究明ト其ノ是正

第3 思想取締方策

1. 治安維持法運用ノ強化及其ノ整備
2. 出版取締ノ強化
3. 檢閲制度ノ改善
4. 思想犯人保護監察制度ノ確立
5. 矯激ナル右翼社会運動ノ取締
6. 思想犯罪ニ対スル訴訟手続ノ改善
7. 其他思想取締法令ノ整備改善

第4 其他ノ思想対策

1. 上層階級の自省
2. 不合理ナル差別的制度ノ改廃

これをみると、「思想問題」は教育を広い意味において問題とするに止まらず、政治、行政、経済、社会の諸問題にまでひろがらざるをえないことを物語る。しかも、きわめて特徴的なことは「思想」を犯罪視して「取締」を行うと共に権力による「善導」をしようとしているというところにある。

(3) 伝統主義と近代化の相剋—農村問題

事実、社会政策の一部として農村問題が幹事会において取上げられ、第16回幹事会から第23回に至る間、農林省関係官の出席の下に意見交換、審議が行われた。この間およびその後も委員会が開かれることなかったために対策案は日の眼をみることなく終った。農村問題が「思想対策」の上からも重要視されたのは、農業恐慌はこの年に至ってもなお脱出できないままに続いていたからである。⁹⁾一方、この農業恐慌に手当する財政は、「昭和九年度歳入歳出概算ノ決定ニ当り、農村ノ疲弊匡救ニ關スル經費ノ著シク削減セラレタルニ伴ヒ、農村省ハ其ノ復活ニ関スル要求ヲ為シ、農業團体ヲ始メ各地方ヨリノ陳情モ亦多カリシモ、現下ノ財政ニ鑑ミ閣議ニ於テ容ルル所トナラズ、追テ考究スルコトト」¹⁰⁾せざるをえないような状況であった。そのために、総理、内務、大蔵、陸軍、農林、商工、鉄道、拓務の8大臣による内政会議によって農村対策の成案をえた。¹¹⁾それは、「農民精神ノ作興、農村協同組織ノ徹底、農家負擔ノ軽減、重要肥料ノ統制、蚕糸対策」の5項目¹²⁾であった。ここにおいてもみられるように、農村問題を解決しよう

とすればどうしても「農民精神ノ作興」のような「思想問題」を第1に掲げざるをえないような情勢であった。以上5項目の対策のうち「農家負擔軽減」の問題について「内閣総理大臣ノ監督」の下に農村負擔調査会が1933年12月27日設置された。¹³⁾

前述のように、思想対策協議会幹事会においては、「農村ニ於ケル思想対策具体案トシテ研究スヘキ事項」を第23回幹事会（1933年12月21日）において私案としてまとめた。陽の目をみずく終った項目を掲げると：

1. 小作制度ノ整備

(1)小作法ヲ制定スルコト／(2)小作組合法ヲ制定スルコト／(3)小作協約法ヲ制定スルコト／(4)小作調停法ノ運用ヲ拡充スルコト／(5)小作委員会設置奨励ヲナスコト

2. 自作農地維持創設施設ノ拡充

3. 農家負擔の軽減

(1)国税並地方税制ノ改正並ニ農家ノ負擔ニ歸スヘキ諸団体費ノ軽減ヲナスコト／(2)地方交付金制度ヲ設ケ農家負擔ノ軽減ニ充当セシムルコト／(3)官行造林事業ヲ速進シ町村財政ノ確立ノ一助タラシムルコト

4. 農業経営ノ安定ニ関スル方策

(1)農業保険制度ノ制定／(2)農家負債整理ノ促進／(3)肥料政策ヲ確立スルコト／(4)農産物ノ価格安定ヲ図ルコト

5. 農漁山村経済更生計画ノ徹底

(1)経済更生ヲ調査指導スル中央研究機関及地方機関ヲ設置スルコト／(2)府県及町村ニ於ケル農山漁村経済更生計画ノ調査計画及統制ノ機関トシテ経済更生委員会ヲ常設ノモノトス／(3)経済更生ニ関スル施設ヲ恒久的ノモノトスルコト

6. 産業組合ニヨル農山漁村経済組織ノ確立

(1)産業組合ヲ拡充シ農村金融ノ改善統制ヲ図ルコト／(2)産業組合ニヨリ農産物販売及必需品購入ノ統制ヲ図ルコト／(3)隣保共助ノ精神ニ基ク部落区域ノ実行組合ヲ普及充実セシメ之ヲ産業組合ニ加入セシメ産業組合ノ活動ヲ充実スルコト

7. 中堅人物ノ養成

8. 堅実ナル農民精神ノ作興

(1) 小学校補習学校ヲシテ農会其ノ他ノ産業団体ト常ニ連絡ヲ保タシメ児童ニ産業知識ヲ啓発スルト共ニ堅実ナル農民精神ノ涵養ニ努メシムルコト／(2)町村区域以上ノ各種産業団体ヲシテ産業ノ指導奨励ノ外常ニ實行組合養蚕組合其ノ他ノ部落団体ヲ中心トスル精神教化ニ當タラシムルコト／(3)国民学校(又ハ公民学校)又ハ長期講習会ノ開設等ニ依り中堅農村青年ノ養成ヲナサシムルコト／(4)青年教育指導ハ常ニ農村経済ノ實際ニ即スル教育タラシムルコト／(5)婦女子ニ対スル学校婦人会等ノ指導ハ努メテ農村経済ノ実情ニ精通セシメ農村婦人ノ自覺ヲ促スコト

9. 農漁山村ニ近代文化ノ諸施設

(1) 中產階級以下ノ者ニ対シ疾病保険制度ノ創設ヲナスコト／(2)医師ノ在住ナキ町村ニ公費ノ医師設置ヲ助成スルコト／(3)産業組合法ニ依ル医療組合ノ設立ヲ普及スルコト／(4)農繁期ニ於ケル託児所ノ設置普及ヲナスコト／(5)非衛生的ノ台所井戸廁等ノ改善ヲ助成スルコト／(6)集会所簡易図書館慰安設備公休日設定等ヲナシ農漁山村ノ生活ノ改善向上ヲ図ルコト／(7)産業組合ヲシテ農山漁家ノ備荒貯蓄，火災，疾病，死亡，出産等ノ共濟施設ヲ為サシムル様組合法ニ認ムルコト／(8)産業組合ヲシテ図書館慰安設備等ヲ完備セシムル為助成金ヲ交付スルコト

10. 医救土木事業ノ施行継続

ここでもみられるように、「思想対策」を実行するためにもさまざまな社会政策的施策、統制経済、さらには、「近代文化」(第9項、付点は引用者)の諸施設さえも必要となる有様であった。

ここで「近代」が使われていることに注目したい。というのは、社会政策的施策のあるものは農村と農業の近代化に関するものであるからである。だがそれらには近代的とか近代化とかの名称は付けられていない。社会政策が近代的であり、近代社会の施策であるにもかかわらず、むしろ、それらを伝統的な、一言で云うならば農本主義的色彩の濃いものに染め上げて取り込もうとしているように見える。それは、農業恐慌脱出の途が一方では思想対策であったことの当然の帰結であった。思想対策においては「近代」は敵であった。しかし、農村に文化施設をつくろうとすれば、それらは「近代的」としか名付けようのないものであった。しかし、近代文化の諸施設とはいっても、その内容は上述にみるとごく限ら

れた貧弱なものにすぎなかった。それは近代の未成熟、近代文化の貧困ということだけではなく、総力戦準備の進行に伴って「近代」が後退を重ねからくも農村対策においてこの程度の名称と内容とだけが残ったというべきであろうか。

そこに伝統と近代とがせめぎ合い、近代が後退を重ねていくさまをみることができる。だが、近代ぬきにして物的にはもちろん、思想的にも総力戦を戦うことはできなかった。たとえば、昭和9年10月10日 陸軍省新聞班発表のいわゆる陸軍パンフレット、「国防の本義と其の強化の提唱」がある。「たたかひは創造の父、文化の母である。／試練の個人に於ける、競争の国家に於ける、齊しく夫々の生命の生成発展、文化創造の動機であり刺激である」にはじまるこのパンフレットは、このように冒頭に高らかに社会ダーウィニズムをうたう。ところが、これにつづけて「茲に謂ふたたかひは人々相剋し、国々相食む、容赦なき兇兵乃至暴殄ではない。／此の意味のたたかひは霸道、野望に伴ふ必然の帰結であり、萬有に生命を認め、其の限りなき生成化育に參じ、發展向上に與ることを天與の使命と確信する我が民族、我が國家の断じて取らぬ所である」と近代進化思想の鬼子である社会ダーウィニズムを否定して論をすすめる。「此の正義の追求、創造の努力を妨げんとする野望、霸道の障礙を駕御、馴致して遂に柔和忍辱の和魂に化成し、蕩々坦々の皇道に合体せしむることが、皇國に与へられた使命であり、皇軍の負擔すべき重責である。／たたかひをして此の域にまで導かしむるもの、これ即ち我が国防の使命である」というのであるが、冒頭からここまで思考の糸をたどることはほとんど不可能のように見える。このいわゆる陸軍パンフレットは「広義国防」の教義をまとめたというだけでなく、そのロマン主義的色彩の強い文体のために広く流布し有名になったものであった。このパンフレットの筆者は、世界は闘争の舞台であることを言うためには明治以来わが国社会に大きな影響を与えていた進化思想である一種の社会ダーウィニズムに依らざるをえなかつた。そのことが冒頭の文となり、それがまたこのパンフレットを有名にさせることともなつたのである。こところが、進化論は闘争を相対的なものとする。このこともまた、わが国社会に広くみられたように、一方では国権論が支配を正当化するのに使い、他方民権論は生存闘争として理論化したのであった。さらには、競争社会の個人の行き方にも生存競争や適者生存などということが大きく影を落とし

ていたのである。こうした傾向はわが国近代化の過程における社会と個人において、ほとんど自覚されない程に広く行きわたった思想であった。それゆえに、陸軍パンフレットはこうした思想傾向を否定し去らなければならなかった。というのは、権力内部の闘争、国権と民権との対立闘争、国家間の闘争からぬけ出して自らを絶対的位置に置かない限り、権力は国内的にも国際的にも安定できないと考えていたからであった。そこで「柔軟忍辱の和魂」とか「蕩々坦々の皇道」とかの下に世界を統一合体することが「皇軍」の責務である叫ぶのである。総力戦を準備する社会と国家との条件が近代であることの全く理解できない思考は滑稽でさえあるが、狂気のように戦争にかり立てられていった国民にとっては悲劇であった。

もちろん、近代合理性は総力戦のためにも不可欠の要素であったから消滅することはなかったけれども、それはごくせまい範囲の問題に限られることになる。

3. 国策策定へのこころみ

さし迫った状勢は支配層内部にもあった。政府の立場を強化して国政全般にわたる統一的政策を樹てる必要があった。そうした意図なり構想なりがいつ頃からはじめられたかは必ずしも定かでないようにみえるが、1932年4月8日の原田熊雄述、「西園寺公と政局」の中に「例の国策審議会のことについて」犬養毅総理大臣が「真剣にやらうと思っているのに」なかなか進まないということがみえる。¹⁴⁾ “例の” というのであるからこの時以前から構想されていたにちがいない。おそらく、前年勃発した“満州事変”を機に国策策定の必要が感ぜられるに至ったのであろう。犬養毅はこの年の5月15日、陸海軍将校の手によって殺され、政党内閣は終りを告げた。

上に引用した原田口述の1933年8月20日¹⁵⁾に、国策審議会のようなものを作るかもしれない書記官長が語った、とあるところからみると、犬養内閣の意図は齊藤実内閣に引きつがれていたとみることができる。だが元老の周囲は慎重であった。枢密院の一部が何かと干渉したがっているので注意しなければいけないと原田が書記官長に意見を述べたことになっている。これは8月16日とされる。その4日後の20日のこととして、8月29日口述¹⁶⁾に、高橋大蔵大臣の意見として、

「例の国策調査会」のようなものはよくないと原田に語ったとされる。高橋は、海軍が膨大な予算を提出しているだけでなく、各省が予算の分捕主義の傾向にあることに不満を述べている。そして、凶作の東北地方に対しても、農林省案のような低金利資金貸付をしても利息の拂えるめども立たない状態なのだから、現在もてあましている米を直接に与えた方がよい、と述べて農村問題への関心を示している。

9月2日のこととして、9月8日口述¹⁷⁾のところに、総理の述べたこととして、「国策審議機関」のようなものは従来、宣伝ばかりが先行して内容が整わなかつた政府の審議会や委員会の例をみると、今度はもしそういうものを作るとしても内容が出来てからやりたいと思うとされ、慎重な態度で臨んでいる。元老すじでも、このことに関してかなり積極的に動いていたのではなかろうか。

この時期に発足していた思想対策協議委員会は、先にみたように、必然のこととして文教問題から行・財政問題にまで手をひろげなければ思想問題それ自身の解決さえできないことが明らかにされようとしていた。

国策審議機関である内閣審議会設置の閣議決定を行ったのは1934年12月24日、岡田啓介内閣の下においてであった。翌年5月11日、「内閣審議会官制」および「内閣調査局官制」勅令が公布されたのであるが、「床次さんや、町田さんたちの発案で、内閣成立後すぐに考えていた」¹⁹⁾といわれように、発案者ることはともかく、前内閣からの構想が引き継がれていることはたしかである。

この内閣に至って国策審議会の構想は具体化てくる。原田口述の1934年12月30日²⁰⁾のところに、「高橋翁は、無論国策審議会には賛成であるし、また、床次、町田両大臣とも懇談されて」、相当有能な若い人をいれて実際に調査研究をさせるために事務局を設置すること、いわゆる政治工作といふことでやりたくないというのが高橋の意見であったと内田鉄道大臣が語っている（12月22日）。高橋は意見を変えたようにみえる。この時には政友会は国策審議会には反対であった。この反対というのは、この日の内田の談に「追加予算の件を考慮してくれるならば、国策審議会に入る」と言うかもしれない、と観測しているように原則的反対というようなものではなかった。

この頃の国内情勢は、小栗警視総監の意見として、「国策に適当な改造を示し

てやらなければ、なかなか収まらないだろう。で、今度出来る国策審議会などできができると大変いい。また軍部あたりでも多少期待している」²¹⁾と言っているのを原田が書きとめているように情勢は相当に切迫していた。また、同じところに、各大臣の間に国策審議会を政党操縦のために使おうという気持も多少あったが、今は「真に国策遂行の機関として行おうとする気持になっている」という内務大臣の判断が記されているところをみると、「举国一致体制の意図の下に内閣を補強し、また軍部の提案による大調査機関設置案を容れて政局の安定をはかろうとした」²²⁾という内閣審議会と同調査局の意図の内実が少しあがわれるようみえる。それゆえに、「閣内の意見対立、これを調整するための窮策、等々」という内部事情²³⁾があり、また「元来政友会本来の主張からいえば、この機構に対しても、必ずしも反対すべき理由がない」²⁴⁾のにもかかわらず反対しているさまが論評されたのである。

「軍部が調査局に代表を送らないとすれば、軍部が擁抱しているいわゆる広義の国防と関連する国政改革案は、政府の合法機関を通じて発散せられることなく、軍部内部で熱を孕むことになろう」²⁵⁾とし、「調査局を強化することはこれに実行性を持たせ、審議会を超議会の協力政治機構にかえなければならぬ。そのためには議会の停会、憲法の一時停止まで必要とされよう。少くともそれが軍部や急進官僚の理想とするところに違いない」²⁶⁾とまでいうのは走りすぎた論評というべきかもしれないが当時のふんい気の一局面を伝える。

1935年2月18日、第67回議会貴族院における菊池武夫の発言²⁷⁾に端を発した美濃部達吉の天皇機関説攻撃は、第65回議会貴族院における菊池の発言²⁸⁾の立場を進めて、美濃部を攻撃しつつその最終目標を一木徳郎、牧野伸顕らの重臣におき、それらの勢力を倒そう²⁹⁾とする権力上層部の争いという一面をもっていた。後に政府は国体明徴に関する声明を2度（8月3日、10月15日）にわたって発表することになるが、3月7日、内閣審議会、および同調査局の要綱の閣議決定をみた。³⁰⁾

このような「天下の形勢はどうやら、国体明徴派と内閣審議会派とに分裂して行くらしい」と戸坂潤³¹⁾は分析し、「折角軍部や農民（？）や学者（？）に举国一致的にモテようと思って国体明徴をかつぎ出した政友会が举国一致どころでな

く、審議会にも産業組合にさえも対立しなければならなくなつたのは、策戦の誤りだったとでもいわねばなるまい」。このようなことだと「政党はどこえ行くことになるか」と問題を投げかける。さらにつづけて、「日本ファッショのむだ花、国体明徴運動についてわれわれはもはやあまり興味は有たないが、面白いのはやはり日本ファッショの実果である審議会であろう」という。それにしても、内閣審議会が「対議会政策だということも嘘ではあるまい」としつつ、「問題なのはこれがいわゆる新官僚の策謀によるものであるかどうかだ。審議会の方はとに角として、内閣調査局の方になると、相当の恒久性が認められるらしいから、審議会の中心は却ってこの調査局にあることは明らかなのだが」「この策謀する新官僚が一向国体明徴に熱心でないのはどうしたことであろうか」と問い合わせ、「国体明徴は今日すでに挙国一致というわけに行かなくなつた、その代りが審議会である。一こうやって日本ファシズムは実質的になって行く、即ちその本然の本質に立ち還つて行く、即ちその資本制のための大機能が段々円滑になって行くのである」と結論する。

その後のわが国の歴史をみると戸坂の指摘は大状況をその頃すでに把握しているようにみえる。しかし、“日本ファシズム”の規定は必ずしもはっきりしていないし、“資本制のための大機能”というだけでは決して十分な説明とはいえない。ただ、この時には国家（国体）や権力についての議論は封殺されていたことを考慮してやらねばならぬ。議論は一面的たらざるをえない。それにしても戸坂の議論のついた一面は鋭い。ただ、“国体明徴”で“挙国一致”が成らなかつたからといって、この運動の意義を過少評価することはできないだろう。この運動はいわば“国策”的首枷を一層しめ上げることとなつた点は決して過少評価をゆるさぬほどの重要性をもつと考える。

ここはファシズム論を展開する場ではないが、ファシズムといわれる現象を、資本制と国家権力との関係、ゆがめられ奇形化されたまがいものの伝統という視点からとらえなければならないと考えるのである。そうした関係の中からファシズムの狂暴性が姿を現してくるように見える。

4. 内閣審議会と内閣調査局

内閣調査局官制はほか4件と共に枢密院の議に付せられた。2回（4月25日，26日）ひらかれた審査委員会において、さまざまな質問や意見が顧問官たちから出された³²⁾：内閣審議会官制が枢密院に付議されない理由、本審議会と在来の調査機関との関係、恒久性の有無、諮問の範囲および各省との関係、審議会決議の有効性、実際的効果、審議会に対する諮問の手続、等々、審議会に関するものが相次いだ。調査局については主管省との重複調査、調査官の人選方針、専門委員の任期、調査権限、調査局と法制局との関係、等々の質問や意見があった。内閣審議会を恒久的機関とすれば内閣制度の変更となるゆえ臨時的なものとすべしとの意見には総理も同意を表したが、今後の見通しがつかないために臨時といわなかつたにすぎないと答弁している。

かくして、1935年5月8日、枢密院会議は、「内閣審議会ハ性質上永久ニ存続スペキモノニ非ズシテ時局ノ必要ニ応ズル臨時の施設タルヲ以テ本旨トシ唯内閣更迭等ニ因リテ変動スル一時的モノト為スコトヲ欲セザル旨内閣総理大臣ハ言明シタ」ことをうけて、「内閣審議会及内閣調査局ハ国政全般ニ亘リテ重要政策ノ審議調査ヲ為シ頼リテ以テ庶政ニ新生面ヲ展開セムコトヲ使命トスルモノニシテ其ノ主旨トスル所ハ必ずシモ不可ナルニ非ズ又当今中外ノ情勢ニ察シ内閣審議会ヲ臨時特設シテ国策ノ審定ニ與ラシムルヲ以テ緊要ノ時務ナリトスル当局ノ意図モ亦之ヲ諒トスルニ難カラズ」³³⁾との審査報告をうけて、内閣調査局官制外4件³⁴⁾は全会一致可決された。

5月11日、内閣審議会と内閣調査局官制はそれぞれ勅令もって公布された。

内閣審議会は「内閣ニ隸シ其ノ諮問ニ応ジテ重要政策ニ付調査審議」し「内閣ニ建議スルコトヲ得」（第1条）とされた。会長は内閣総理大臣、副会長は国務大臣の中から、委員は「練達堪能ノ者ノ中カラ簡拔シテ」、「勅命」する（第3条）とされた。内閣調査局との関係は内閣審議会の庶務を掌る（第8条）とされた。

内閣調査局は「内閣総理大臣ノ管理ニ属シ」「重要政策ニ關スル調査」、「特ニ内閣総理大臣ヨリ命ゼラレタル重要政策ノ審査」、「内閣審議会ノ庶務」を掌り、「關係各庁ニ対シ調査又ハ審査ニ付必要ナル資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得」（第1条）とされた。調査局には、長官、調査官、書記官、事務官、属の

職員を置き（第2条），参与（第3条），常任委員（第4条），専門委員（第5条）が置かれた。

内閣審議会委員には政界，官界，財界の代表が集められた。³⁵⁾調査局長官には高橋大蔵大臣が馬場瑛一を強く望んだが固辞し，むしろ審議会委員を希望したために，³⁶⁾吉田茂内閣書記官長がなった。吉田は迫水久常を呼んで「總理に，この長官の役は吉田が引き受けてもよいといっていることを伝えてくれ給え。きっと總理もほっとせられると思うから」といったとか，³⁷⁾「俺が起案したのだから俺がやってみる」³⁸⁾といったとか伝えられている。このことは，吉田が「あれほどまでに政党出身閣僚が主張した調査局の官僚防止化をフイにして自らその長官の椅子を獲得すると共に，軍部の要望によって統一的統制経済を主張する松井春生を筆頭調査官に口説き落した」のは「新官僚の成功を語る」ものであり「軍部の改造意識はむしろ下部の調査局に重点をおいている」³⁹⁾という論評と共にみる時，新官僚といわれる一群の官僚がこの内外の危機的状況下に積極的に動いたことの一端を物語る。

松井春生は「調査局の組織については，殆ど私に一任するとの懇意であって，両官制の公布と共に，調査局長官としての吉田茂氏と，首席調査官としての私との両人が先ず任命され」⁴⁰⁾たと語るように調査局中枢の位置にあった1人であるが，調査局の使命を「総合的国策の樹立に対する現在の行政機構の欠陥を補うべく，しかしてまた時勢の推移が斯かる欠陥を除去することの最も緊切なることを明白ならしめたことが，今回内閣調査局の創設を見るに至った動機であり，従って内閣調査局の使命は諸政を統一し総合国策を審定すべき内閣總理大臣若くは内閣の補強手段たるにある」⁴¹⁾とした。

内閣審議会，内閣調査局関係の議事録のような資料は国立公文書館において公開されている資料の中には見当たらないが，石川準吉の著者に「松井春生勅任調査官兼書記官がメモされた非公式の総会議事録が一部残っている」⁴²⁾のを資料⁴³⁾として採録したものによって審議会の跡をたどることとする。

諮問第1号（5月17日 第1回総会）は「現下ノ国情特ニ国民經濟振興ノ必要ニ鑑ミ中央地方ヲ通ズル財政改善ノ根本方策如何」というものであった。長期間にわたる不況はなお続いており特に農山漁村はひどい状態にある。他面国家財政

は歳出の急膨張に対して歳入不足は著しく、巨額の公債発行は金融・経済上も、また国民生活上にも深刻な影響を及ぼしかねない。地方財政もまた歳計収支の不均衡著しく、地方費の負担も次第に過重となろうとしている。このような国情に鑑み中央地方を通じて租税制度及公債政策其の他広く財政の調整を根本的に行う必要がある。これが諮問第1号の説明の要旨である。この諮問は第2回から第5回（6月17日、6月28日、7月30日、10月23日）まで審議された。

第3回総会において「将来諮問第2号トシテ国民経済振興ニ関スル諮問ガアルモノトノ諒解」⁴⁴⁾の下に財政問題を審議しているとの発言があり、また、第4回総会において「財政経済改善ノ方策ヲシテ所期ノ効果ヲ挙ゲシムルニハ、国民精神ヲ作興シテ社会ノ道義的常識ヲ向上セシメルコトガ肝要デアリマス。其ノ意味ニ於テモ本審議会ニ於テ文教刷新ノ事ヲ取り上げ」ることが希望された。

このような経過があつて「諮問第1号の審議に関連して、第3回総会において経済振興方策について、財政問題とは別個に、諮問案を提出するや否やの論があつたので、諮問第2号として、「現下ノ国内及国際状勢ニ鑑ミ我国ノ産業ニ対スル根本方策如何」と題する諮問案が用意されていたが、第5回総会における黒田委員の文教刷新の緊要である旨の発言もあり、齊藤実委員はじめ他の委員にも強い希望があつて、この案は後回しとなり、諮問第3号として予定された（これは実施に至らなかつた）。そして第3号として用意されていた文教刷新の根本方策についての諮問案が第2号として、原案を多少修正の上、決定せられ」⁴⁵⁾第6回総会（11月5日）に上提されたという。

内閣審議会に文教問題がとり上げられるに至った事情は以上の如くであるが、総理においては早くから意中にはあったことが記録されている。審議会官制が閣議決定をみた翌日総理は「文政も財政も行政も、この審議会にかけるつもりである」⁴⁶⁾と語っている。内閣も審議会も共に教育の緊急の重要性を認めていた点では一致していた。

諮問第2号として浮上してきたのは、「我国内外ノ情勢ニ鑑ミ文教ヲ刷新スル根本方策如何」というものであった。その説明は「方今内外ノ情勢ニ鑑ミルニ我国運ノ進展ハ文教ノ力ニ俟ツ所愈大ナルモノアリ。及チ文教ノ本義ニ照シ諸般ノ施設ヲ検討シテ之ガ刷新ヲ図リ、以テ國力ノ伸張ト文化ノ宣揚トニ資スルハ寔ニ

喫緊ノ要務ナリト認ム。依テ茲ニ学校教育ノ改善ハ固ヨリ学術ノ振興、社会教化ノ徹底等広ク文教ノ刷新ニ関スル根本方策ニ付貴会ノ意見ヲ諮ウ⁴⁸⁾というものである。第6回総会における吉田茂幹事のこの諮問案についての説明と討論⁴⁹⁾は大要次のようなものであったとされる。吉田の説明は次の4項目に分けてなされた:(1)文教刷新の必要。わが国の前途はますます多事たらんとしているので、国民に確固たる國体に対する信念を植えつけ、国民的氣魄をますます旺盛にすることは國運発展の基礎であり、それを達成するのは文教の力をまたねばならぬ。(2)学校教育の改善。智育にかたより、社会の実情に即さない、等々、学校教育には欠陥があるので、学制全般に再検討を加え学校教育を時勢の進運と社会の要求に適合させなければならない。(3)社会教化の徹底。社会教化によって国民の教養を向上させない限り健実な國運の進展は望まれない。現在社会教化の諸種の組織と施設があるがそれらを十分機能させるためにはなお幾多の問題がある。さらに、出版物、ラジオ、映画等も重要な問題を提供している。(4)学術の振興。現下の時局は産業および国防の見地から学術の振興を急務としている。

この説明に対して富田委員は、教育費が年々増加することは中央地方の財政行詰りの一大原因になっているので、地方教育を根本から改めなければ地方財政立直しといふこともできない。また中央財政の整理に関しても学校教育の改革は重要である、と論じた。

松田文部大臣は、教育改革案の基本を、日本精神の涵養、国民体育の向上、教育の実際化に置いて大体の案ができたが、財政に関しては具体的な案はできない、と答えている。

富田委員は、文部大臣の発言のような抽象的なことではなく改革の具体案がなければならぬとし、現在のままで国民教育、中等教育、高等教育をやってゆくことは費用がかさみ地方も中央も困ることになるのは明らかである、と論じた。

松田文相は、具体案は特別委員会に提出した方がよいとの考えがのべられ、総会はこの問題に関する特別委員会設置を認め、第2号諮問案の決定をみた。

諮問第2号特別委員会は、1935年11月15日の第1回会議から12月24日の第5回会議⁵⁰⁾まで5回開かれたというが、審議の終らないうち特別委員長 齊藤実が2.26事件の犠牲となつたために教育革改の作業は中止された。(内閣調査局に

よって調査、収集された教育改革のための資料は相当量にのぼる。本稿のためにゆるされた紙数はも早尽きかけているのでこれらの資料を検討して審議会の教育改革像をさぐることは別稿にゆづらざるをえない。)

岡田内閣が倒れたことによって内閣審議会は廃止された。

内閣調査局は残ったが、1937年5月、林銑十郎内閣の末期に企画庁となり、さらに、同年10月近衛文麿内閣の下で資源局と合体して企画院となり純然たる戦時機関へと変貌していった。一方、教育改革は1937年5月、文教審議会の発足によって引きつがれてゆく。

そして、7月7日が中国に対する全面戦争への発火点であった。このテンポはすさまじい程である。

こうした激動を見透していたかのように、戸坂潤は「愛国運動に一種の退潮が来たというのは、つまりこの運動が従来のそのイデオロギッシュないわゆる右翼小児病を清算して、より実質的なその本来のファシズム機能に腰を据えはじめたことを意味する。これからが本当のファシズムになるのだ」⁵¹⁾と言ったが、今や、本当のファシズムになったといえるような状勢であった。

5. 教育改革と行・財政改革とが同時進行するとき一結びにかえて

「内閣審議会は、挙国一致の裏内閣と称せられ、現状維持を欲する重臣層の意を受けて、内閣の主導権による合法的革新政策樹立のための最後の場であった」⁵²⁾と、自身も内閣調査局の一員であった石川準吉は書き残している。

たしかに、内閣調査局は幾多の人材を擁し、大胆な政策提言を行った。しかし、それらはすべて狭義国防一戦争のために吸収され、利用されるに至ったのは、危機の由来する根元に手をつけなかったばかりでなく、権力のあり方をますます非合理的に、神秘的にまで強固に狹めて行ったことに対して、何ひとつ手をつけることができなかつたからであろう。社会と国家が合理的運営を求めていたのに、権力の在り方や運営は逆に動いた。この過程での新官僚とか革新官僚とかいわれる一群の人材の行動には興味深いものがみられるが、これは別稿にせざるをえない。ただ、一言でそれらの特徴を指摘するならば、当時としては稀なほどの合理性をそなえながらも、天皇の呪縛から脱することができなかつた、むしろ、進ん

でそこにからめ取られることによって彼等の存在理由を見出そうとしているかにみえるということである。

本稿の動機となったのは、現在同時進行中の行・財政改革と教育改革とのトータルな意味を考えることであった。これらが同時進行することをわめて日本的な特色であるように思える。その理由のいくつかを探ろうとしたのが本稿であった。歴史の教訓があるとすれば、それは危機解決にもならず、回避もできないところに自らを追いこんでいちかばちかの強行突破に打って出るような愚かしい選択をしないことであろう。

とするならば、現在の大状況を形作っている日米関係のトータルな在り方が問題とならざるをえない。しかもそれが、次第に強固に、身動きもままならぬよう固まりつつあるのではないかというおそれを感ぜざるをえない。(社会と国家がますます近代化することを迫られた時に、天皇制をそれらに適応させるのとは全く逆の方向に動いた教訓を忘れてはならない。戦後日本の“繁栄”的ものひとつは天皇制が近代国家のそれとして社会に適応したことである。)

現在、教育改革と行・財政改革が同時進行していることをもって危機のあらわれだということは言いすぎともとられよう。現在のこの国の社会には危機感のようなものは感ぜられない。だが、同時進行している改革の意味をとりちがえることは危険である。個々の改革の合理性や非合理性だけに目を注ぐのではなく、これらの改革を要求する大状況の動きに目を注がなければならないのである。さらにもう言ふならば、大状況をより柔軟で硬直化しないようにするための諸改革でなければならないはずである。手をふれることをゆるさぬような問題を残すことは歴史の教訓に照らしても危機である。

現在同時進行している教育改革と行・財政改革は危機を先取りしているかもしれないるのである。

註

- 1) 4月11日付閣議決定は、思想対策協議委員の設置であるが、思想局要項（文部省思想局 昭和9年11月）に、思想対策協議会の名称がみられる（P. 383）のでそれを用いた。
- 2) 官報号外 昭和8年3月25日 衆議院議事速記録第30号 P. 783。

- 3) 官報号外 昭和8年3月25日 貴族院議事速記録第30号 P. 373。
- 4) 思想対策協議委員要覧 昭和11年6月印刷 P. 1。
- 5) 官報号外 昭和8年3月24日 衆議院議事速記録第29号761。
- 6) 上掲 4) P. 12。
- 7) 上掲 4) P. 21。
- 8) 上掲 4) P. 29。
- 9) たとえば、農業発達史調査会編 日本農業発達史 8. (昭和53年) P. 18に引用された次の表は農業恐慌のはげしさの一端を示している。

恐慌期農産物総値額の減少

年 次	農産物総値額	指 数	1929年に対する増減額
1929 (昭和4)	3,260 百万円	100	百万円
1930 (昭和5)	2,218	68.0	-1,042)
1931 (昭和6)	1,847	56.7	-1,413
1932 (昭和7)	2,229	68.4	-1,031 } 計-5,151百万円
1933 (昭和8)	2,777	85.2	-483
1934 (昭和9)	2,448	75.1	-812
1935 (昭和10)	2,890	88.7	-370)
1936 (昭和11)	3,328	102.1	+68)
1937 (昭和12)	3,747	114.9	+487 } 計+3,576
1938 (昭和13)	3,867	118.6	+607
1939 (昭和14)	5,674	174.0	+2,414)

〔備考〕 「農業要覧」(昭和17年版) より算出。

- 10) 農村負擔調査会要覧 内閣。
- 11) 近代日本総合年表(岩波書店) P. 296によると、農村問題に関する内政会議の第1回会合は1933年11月7日とされ、その構成員は、総理、内務、農林、商工、拓務の6大臣とされる。また、農村対策の決定は12月22日とされる。この年表の基礎となった資料は東京朝日新聞であるが、筆者は、上掲資料10)によって、陸軍大臣が内政会議の構成員となっていることに注目したい。また、同資料によると、「十二月五日ヨリ…八大臣ヲ以テ農村問題ニ関スル所謂内政会議開カレ」とされている。
- 12) 上掲10)
- 13) 上掲10)
- 14) 原田熊雄述 西園寺公と政局 第2巻 P. 262。
- 15) 上掲14) の第3巻 P. 122。

- 16) 上掲14) の第3巻 P. 125。
- 17) 上掲14) の第3巻 P. 135。
- 18) 大霞会編 内務省史 上巻 P. 415。
- 19) 岡田貞寛編 岡田啓介回顧録 毎日新聞社 昭和52年版 P. 92。
- 20) 上掲14) の第4巻 P. 149-50。
- 21) 上掲14) の第4巻 P. 162。昭和10年1月16日原田口述、1月11日のこととされる。
- 22) 上掲18) P. 415。
- 23), 24) 川辺真蔵 内閣審議会を中心に エコノミスト 昭和10年3月21日, P. 24。
- 25), 26) 内閣審議会と軍部－審議会は内閣の補強たりうるか エコノミスト 昭和10年
5月1日 主張 P. 6。
- 27) 官報号外 昭和10年2月19日、貴族院議事速記録 第10号 P. 88-90。
- 28) 官報号外 昭和9年2月8日、貴族院議事速記録 第13号, P. 131-32。
- 29) 上掲14) の第4巻 P. 209に次の記述がある。「警視総監は『美濃部問題は、やはり、
一木、牧野を目的とする問題であって、なかなか馬鹿にできない。(下略)』」
- 30) 閣甲25号。
- 31) 戸坂潤 国体明徴運動と内閣審議会 エコノミスト 昭和10年5月21日 P. 20-
1。
- 32) 内閣調査局外四件第一回、第二回審査委員会録。
- 33) 枢密院会議筆記 昭和十年五月八日
- 34) 内閣調査局官制の外の4件は、文官任用令中改正ノ件／内閣調査局調査官ノ特別任
用ニ関スル件／奏任文官特別任用令中改正ノ件／大正二年勅令第二百六十二号任用分
限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ関スル件中改正ノ件。
- 35) 5月11日任命の内閣審議会役員は、会長：岡田啓介 副会長：高橋是清 委員：齊藤
実（元首相）、山本達雄（元内相）、水野鍊太郎（貴族院議員、政友会顧問）、伊沢多喜
男（貴族院議員、元警視総監）、馬場鎌一（貴族院議員、日本勵業銀行総裁）、望月圭
介（元政友会）、安達謙蔵（国民同盟）、川崎卓吉（民政党）、青木信光（貴族院研究会）、
黒田長和（貴族院公正会）、秋田清（元政友会）、賴母木桂吉（民政党）、富田幸次郎（民
政党）、各務鎌吉（貴族院議員、三菱）、池田成彬（三井） 幹事：白根竹介、金森徳
次郎、吉田茂 であった。
- 36) 上掲14) の第4巻, P. 239 P. 243。
- 37) 迫永久常 吉田茂先生の思い出 吉田茂伝記刊行編集委員会 吉田茂 P. 469。
- 38) 久保田達三 吉田さんの私生活を語る 上掲37 P. 453。
- 39) 審議会裏の裏 エコノミスト 昭和10年6月1日 P. 28。
- 40) 石川準吉 総合国策と教育改革案－内閣審議会・内閣調査局記録 昭和37年 松井
春生の序 P. 2。
- 41) 松井春生 内閣調査局の使命 エコノミスト 昭和10年6月21日 P. 25。

- 42) 上掲40) 第1篇 P. 45。
- 43) 上掲40) 第2篇 資料篇 P. 37—56。
- 44) 上掲40) 第2篇 資料篇 P. 44—45。秋田委員の発言。
- 45) 上掲40) 第2篇 資料篇 P. 47。黒田委員の発言。
- 46) 上掲40) 第1篇 P. 48—9。同書資料篇によると、本文にも引用したように黒田発言のあったのは第4回総会においてであり、また、齊藤実委員の発言も記録されていない。黒田委員のこの発言に対して伊沢委員が「全く同感」とのべ、また、岡田会長は「教育刷新ノ問題ヲ考慮シタイ」との発言が記録されているが、この著書の第1篇と第2篇との間にあるくい違いを確かめることは今のところ出来ていない。
- 47) 上掲14) の第4巻 P. 236。
- 48) 上掲40) の第2篇 P. 52。
- 49) 上掲40) の第2篇 P. 53—6。
- 50) 上掲40) の第1篇 P. 59—72。
- 51) 戸坂潤 愛国運動と右翼小児病 エコノミスト 昭和10年3月1日 P. 21。
- 52) 上掲40) の序に代えて P. 6。